

# 総務



平成29年度 職員辞令交付式 (平成29年4月3日)

# 総務

## 1 市 庁 舎

<p>(1) 本庁舎</p> <p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置、 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁</p>	<p>敷地面積 2万546.33㎡</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡</p> <p>延床面積 1万5,235.94㎡</p> <p>建物の高さ 36.4m</p> <p>駐車場 収容台数 約170台(来客用)</p> <p>建設事業費 30億1,000万円(建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円)</p>
--	--

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建築年月日	昭和55年3月29日(新築)	昭和54年3月25日(新築) 昭和61年2月12日(増築)	昭和35年(別子小学校弟地分校として新築、昭和41年から別子山村役場として使用) 昭和57年、昭和63年、平成3年(増築)
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —



## 2 市 有 財 産

### (1) 土地建物

(29. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	23,241	259	20,125	20,384	
	その他の 行政機関	( 消 防 ) 施 設	14,668	27	8,495	8,522
		そ の 他 の 施 設	691,371	168	59,247	59,415
	公 共 用 財 産	学 校	491,889	1,168	168,587	169,755
		公 営 住 宅	227,580	5,982	117,028	123,010
		公 園	882,608	2,555	5,676	8,231
		そ の 他 の 施 設	960,979	5,937	104,727	110,664
小 計		3,292,336	16,096	483,885	499,981	
普通財産	山 林	48,024,607	240	30	270	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	293,145	5,359	26,935	32,294	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	71,651	0	0	0	
	小 計	48,389,403	5,599	26,965	32,564	
合 計		51,681,739	21,695	510,850	532,545	

### (2) 物 権

(29. 3. 31 現在・単位:㎡)

区 分	地 積
地 上 権	67,662
借 地 権	200,573
無 償 借 地 権	104,474
合 計	372,709

### (3) 有価証券

(29. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

### (4) 出資による権利

(29. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
愛 媛 県 漁 業 信 用 基 金 協 会	3,150
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	8,206
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
(一財) 日 本 立 地 セ ン タ ー テ ク ノ ポ リ ス 債 務 保 証 基 金	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(一財) 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	539
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	600,396

(5) 基金 (29.3.31現在・単位:千円)

区 分	金 額
特別奨学基金	31,296
奨学資金貸付基金	99,639
青野記念奨学基金	73,832
入学準備金貸付基金	2,162
財政調整基金	5,468,046
土地開発基金	800,000
体育施設建設基金	693,190
平尾墓園管理基金	100,767
文化振興基金	833,213
寺尾音楽教育振興基金	10,000
減債基金	617,028
図書館図書整備基金	35,817
地域福祉基金	463,633
生活文化まちづくり基金	6,889
国際交流基金	35,942
工藤交通災害遺児修学基金	10,344
ふるさと・水と土保全対策基金	10,137
国民健康保険財政調整基金	560,917
介護給付費準備基金	471,471
浮川健康づくり基金	50,726
公共施設整備基金	1,146,203
別子山振興基金	385,849
災害対策基金	138,190
こども夢未来基金	3,246
合併振興基金	1,766,186
あかがね基金	139,210
環境保全基金	83,629
ものづくり産業振興基金	43,609
美術品購入基金	112,532
合 計	14,193,703

(債権額等含む)

財政調整基金	平成29年5月31日	1,200,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	平成29年5月31日	1,523千円	取崩し
文化振興基金	平成29年5月31日	12,657千円	取崩し
減債基金	平成29年5月31日	120,000千円	取崩し
地域福祉基金	平成29年5月31日	31,376千円	取崩し
国際交流基金	平成29年5月31日	1,759千円	取崩し
国民健康保険財政調整基金	平成29年5月31日	225,448千円	取崩し
公共施設整備基金	平成29年5月31日	241,799千円	取崩し
別子山振興基金	平成29年5月31日	46,981千円	取崩し
合併振興基金	平成29年5月31日	44,371千円	取崩し
あかがね基金	平成29年5月31日	4,066千円	取崩し
環境保全基金	平成29年5月31日	7,009千円	取崩し

### 3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

(1) 新居浜市債権管理条例等

債権管理の基本は法令遵守であり、地方自治法や各種関係法令、また平成27年度に「市民負担の公平性及び財政の健全性の確保」を目的に制定した新居浜市債権管理条例の規定に従い、市の債権を適正に管理する。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

(3) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様に自力執行権のある債権については、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう、債権管理対策室が支援・助言を行っていく。特に公売手続きが必要な案件について、債権所管課から債権管理対策室が移管引き受けし、債権回収を進めている。

(4) 非強制徴収債権の滞納整理

自力執行権のない非強制徴収債権のうち、滞納額及び件数の多いことから指定した重点滞納債権について、債権管理対策室が支援して、所管課が訴えの準備が整った債権から順次強制執行等の法的措置を行い、債権回収を進めていく。

移管引受債権の徴収実績

引受年度	区分	項目	引受件数	引受金額 (本料のみ)	徴収金額 (督促手数料・ 延滞金含む)	徴収率	差押件数
27		保 育 所 保 育 料	4 件	1,433,200 円	1,531,200 円	99.13 %	4 件
		国 民 健 康 保 険 料	15	9,618,650	2,747,973	26.81	15
		介 護 保 険 料	17	2,688,770	1,429,900	49.63	15
		下 水 道 使 用 料	4	723,917	115,147	13.46	1
		計	40	14,464,537	5,824,220	37.55	35
28	(原則、移管引受を中止し、各担当課で差押等による滞納整理を進めている)						

## 4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度		26	27	28
		件 数	金 額			
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数		361	317	360
		金 額		4,610,627	5,184,148 ( 4,223)	5,980,110
	市 外 業 者	件 数		48	51 ( 2)	26
		金 額		1,322,708	4,355,677 ( 4,223)	540,258
	小 計	件 数		409	368 ( 2)	386
		金 額		5,933,335	9,539,825 ( 8,446)	6,520,368
物 品 購 入 契 約	件 数		2,705	2,923	3,254	
	金 額		235,260	458,741	414,576	

注1：( )内件数は共同企業体

注2：( )内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、水道局及び港務局契約分を含む。

# 5 市 税

(1) 税目・税率等

(29.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等		納税義務者				
個 人 市民税	均等割	定額 3,500円	56,893人 (28年度)				
	所得割	6.0%					
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	19 社			
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	12 社			
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	195 社			
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	20 社			
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	151 社			
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	39 社			
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	518 社			
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	24 社			
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,569 社			
		合 計		3,547 社			
法人 税割	$\frac{12.1}{100}$						
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)			
	ア 第1種原付50cc以下		年額 2,000円	10,242台			
	イ 第2種原付(乙)50cc超90cc以下		年額 2,000円	1,113台			
	ウ 第2種原付(甲)90cc超125cc以下		年額 2,400円	1,881台			
	エ ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)		年額 3,700円	92台			
	軽自動車及び小型特殊自動車						
	ア 2輪のもの		年額 3,600円	1,118台			
	イ 3輪のもの	乗用のもの	(新税率)	年額 3,100円	0台		
			(重課税率)	年額 3,900円	0台		
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,600円	0台		
			( " 50%軽減)	年額 1,000円	0台		
			( " 25%軽減)	年額 2,000円	0台		
			ウ 4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	年額 3,000円	0台
					(新税率)	年額 5,500円	4台
					(重課税率)	年額 6,900円	0台
					(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 8,200円	3台
					( " 50%軽減)	年額 1,800円	0台
	( " 25%軽減)	年額 3,500円			0台		
	自家用	年額 5,200円			1台		
	(新税率)	年額 7,200円			22,063台		
	(重課税率)	年額 10,800円			2,194台		
	(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 12,900円			6,349台		
	ウ 4輪以上のもの	貨物用のもの	(新税率)	年額 2,700円	0台		
(重課税率)			年額 5,400円	820台			
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)			年額 8,100円	702台			
( " 50%軽減)			年額 3,000円	94台			
( " 25%軽減)			年額 3,800円	9台			
営業用			年額 4,500円	41台			
(新税率)			年額 1,000円	0台			
(重課税率)			年額 1,900円	0台			
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)			年額 2,900円	7台			
( " 50%軽減)			年額 4,000円	5,580台			
エ 農耕作業用自動車	貨物用のもの	(新税率)	年額 5,000円	854台			
		(重課税率)	年額 6,000円	3,761台			
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,300円	0台			
		( " 50%軽減)	年額 2,500円	0台			
		( " 25%軽減)	年額 3,800円	107台			
		営業用	年額 2,400円	99台			
		自家用	年額 2,400円	99台			
		オ ボートトレーラー	年額 3,600円	26台			
		カ その他のもの	年額 5,900円	97台			
		キ 2輪の小型自動車	年額 6,000円	1,522台			
			計 58,779台				

税目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市たばこ税	1,000本につき5,262円(旧3級品以外) 1,000本につき3,355円(旧3級品)	5社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	48,674人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	34,891人
特別土地保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数(課税状況調)

市民税

ア 個人

(28.7.1現在・単位：人)

年	24	25	26	27	28
区分					
普通徴収	14,390	14,005	12,433	8,317	7,486
特別徴収(給与)	31,441	31,897	34,052	39,099	39,720
特別徴収(年金)	11,296	11,181	10,122	9,187	9,640
計	57,127	57,083	56,607	56,603	56,846

イ 法人

(28.7.1現在・単位：社)

年	24	25	26	27	28
区分					
法人均等割納税義務者数	3,427	3,414	3,463	3,497	3,547

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(29.4.1現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積(m <sup>2</sup> )	8,080,112	6,182,467	24,778,902	27,335	60,020,672	102,556	4,058,255	103,250,299
	法定免税点以上(m <sup>2</sup> )	7,213,915	4,887,361	24,596,628	19,429	57,520,663	70,759	3,950,934	98,259,689
決定価格	総額(千円)	1,459,120	1,330,725	483,125,682	51,552	911,043	3,193	29,769,156	516,650,471
	法定免税点以上(千円)	1,381,654	1,283,425	481,530,816	51,316	871,584	2,237	29,582,707	514,703,739
課税標準額(千円)		1,161,932	955,453	195,499,257	36,002	871,584	2,072	20,349,892	218,896,192
筆数	評価総筆数	13,311	12,357	114,352	32	8,799	210	10,364	159,425
	法定免税点以上	11,690	9,184	111,846	24	6,847	157	8,668	148,416
単当たり価格	平均価格(円/m <sup>2</sup> )	180	215	19,497	1,886	15	31	7,335	5,004
	最高価格(円/m <sup>2</sup> )	40,536	50,406	81,362	14,226	48	9,167	72,713	81,362



## イ 家 屋

(29.4.1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 ( $\frac{B}{A}$ )
納 税 義 務 者 (人)		43,262	4,400	38,862	89.82
棟 数	木 造	55,135	5,082	50,053	90.78
	木 造 以 外	19,324	272	19,052	98.59
	計	74,459	5,354	69,105	92.80
床 面 積 (㎡)	木 造	4,733,388	285,850	4,447,538	93.96
	木 造 以 外	4,572,907	5,716	4,567,191	99.87
	計	9,306,295	291,566	9,014,729	96.86
決 定 価 格 (千円)	木 造	93,253,850	387,094	92,866,756	99.58
	木 造 以 外	149,355,392	20,364	149,335,028	99.98
	計	242,609,242	407,458	242,201,784	99.83
単 位 当 価 格 (円/㎡)	木 造	19,701	1,354	20,880	—
	木 造 以 外	32,661	3,563	32,697	—

## ウ 償却資産

(29.4.1 現在)

区 分		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課 税 標 準 の 特 例 規 定 の 適 用 を 受 け る も の	左 記 以 外 の も の
市 決 定 が し た も の の 価 格 を	構 築 物	36,978,912	36,240,169	423,602	35,816,567
	機 械 及 び 装 置	107,282,267	104,088,376	3,240,240	100,848,136
	船 舶	3,282,618	1,670,332	1,612,286	58,046
	車 両 及 び 運 搬 具	675,072	675,072	0	675,072
	工 具 器 具 備 品	14,676,751	14,655,753	12,779	14,642,974
	小 計 (イ)	162,895,620	157,329,702	5,288,907	152,040,795
法 第 三 九 条 係	総 務 大 臣	29,078,711	27,151,349		
	県 知 事	57,966	57,758		
	小 計 (ロ)	29,136,677	27,209,107		
合 計 (イ) + (ロ)		192,032,297	184,538,809		

## (4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
24	19,523,367	18,557,847	95.05 %
25	19,726,814	18,902,720	95.82
26	19,581,696	18,920,673	96.62
27	19,855,434	19,264,958	97.03
28	19,167,450	18,628,883	97.19

イ 平成28年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	5,890,739	5,734,485	97.35
	法 人	1,717,641	1,709,672	99.54
	小 計	7,608,380	7,444,157	97.84
固 定 資 産 税		9,120,147	8,820,520	96.71
交 付 金		12,265	12,265	100.00
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00
軽 自 動 車 税		372,158	345,977	92.96
市 た ば こ 税		838,477	838,477	100.00
入 湯 税		553	553	100.00
都 市 計 画 税		1,215,470	1,166,934	96.01
総 計		19,167,450	18,628,883	97.19

## (5) 納税貯蓄組合

区分	年度	24	25	26	27	28
組 合 数		24	24	23	22	21
課 税 者 数 ( 人 )		1,292	1,292	1,230	1,205	1,141
期 限 内 納 付 額 ( 千円 )		125,845	128,420	119,973	111,324	111,725
市税調定額(県民税含む) (千円)		128,299	129,650	122,550	112,255	112,601
納 付 率 ( % )		98.09	99.05	97.90	99.17	99.22

## 6 職 員

### (1) 職員数

(29.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	402	218	1		621
水道局	45	18	19			37
消防長の事務部局	134	134				134
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	45	35	3		7	45
その他の教育機関	64	6	9	25	7	47
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2				2
合 計	956	618	249	26	14	907

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

### (2) 一般行政職の級別職員数の状況

(29.4.1 現在)

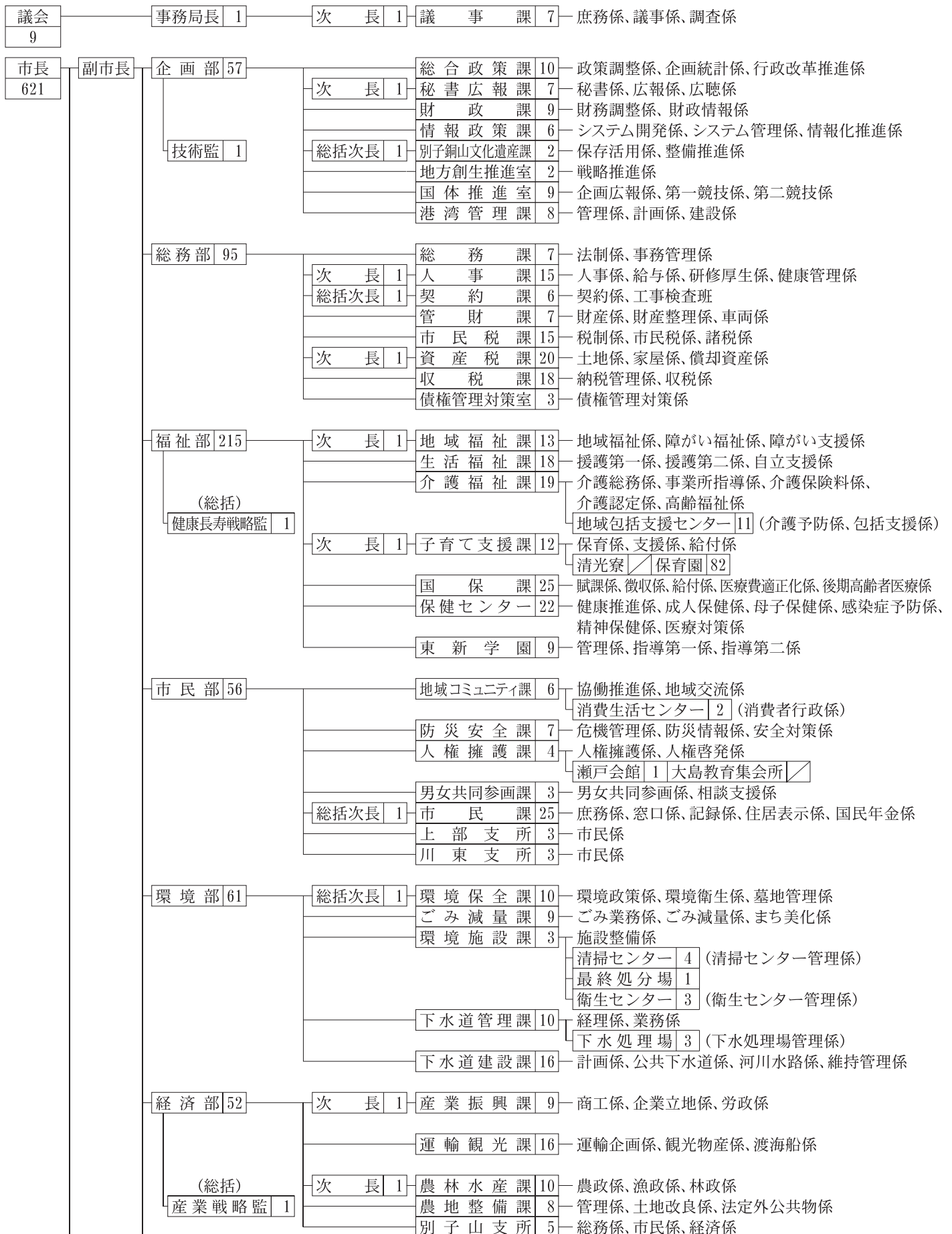
区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長	係長 主査	主任	上級主事	主事	
職員数(人)	10	29	60	89	163	56	51	59	517
構成比(%)	1.9	5.6	11.6	17.2	31.5	10.8	9.9	11.5	100.0

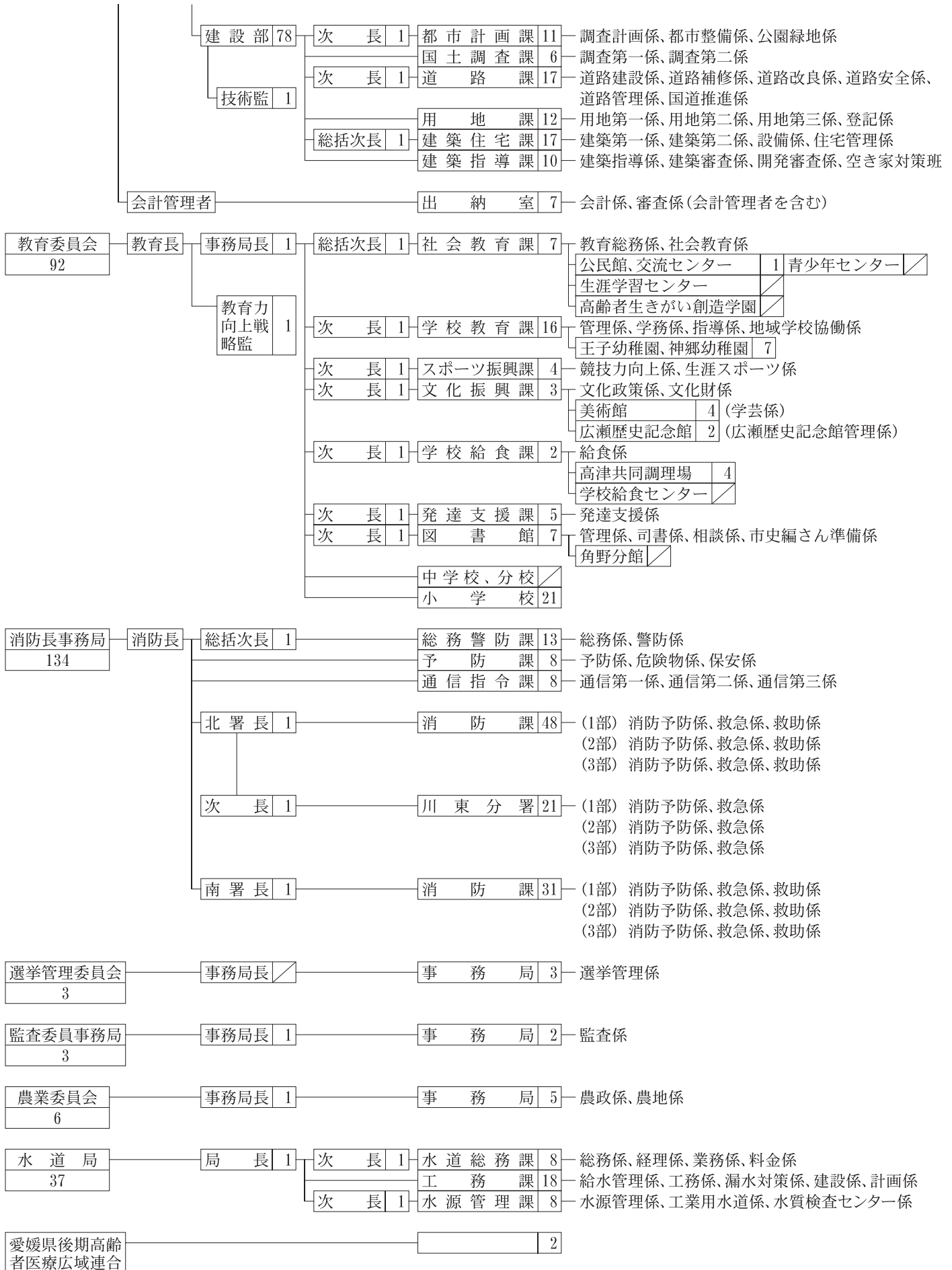
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

# 7 行政機関と職員数

(29.4.1現在)





## 8 給与・報酬及び費用弁償

### (1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28. 12 改正 29. 7 適用
市 長	955,000	956,000	956,000
副 市 長 ( 統 括 )	779,000	780,000	780,000
副 市 長 ( 特 命 )	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	—	—	—
教 育 長	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 ( 非 常 勤 )	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 ( 議 会 選 任 )	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	49,100	49,100	—
選 挙 長	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

注 3：平成28年12月に改正した農業委員会委員の報酬額は、従前の例により在任する委員の任期満了の日の翌日から適用する。

部会の廃止に伴い、農業委員会部会長の報酬を廃止する。

## (2) 職員給与

## ア 補職別平均給料

(29.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
			年	月	歳	月		年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	449,088	35	11	58	4	458,221	37	1	59	5	439,408	34	1	57	2
次長相当職	36	420,685	34	0	56	3	436,453	41	1	59	10	417,738	32	1	56	0
課長相当職	44	406,856	32	3	55	6	416,261	35	1	59	10	394,591	39	1	57	5
主・技幹相当職	41	402,367	32	8	54	8	418,100	36	1	54	3	394,591	31	1	55	0
副課長相当職	132	390,144	28	6	51	1	401,459	39	1	57	5	377,400	27	1	45	5
係長相当職	169	362,088	22	2	44	5	388,300	39	1	57	3	338,400	16	1	38	2
主査相当職	118	358,419	24	0	45	5	389,600	36	1	54	0	323,300	15	1	37	0
主任相当職	114	287,526	13	5	36	10	354,700	21	1	44	0	257,200	9	1	31	0
主事相当職	209	208,367	4	1	28	10	308,000	31	1	51	3	146,100	0	1	18	1
技能労務職	26	366,731	26	8	54	11	388,300	33	1	58	6	353,400	25	1	43	9
教育職	7	427,818	28	11	52	0	443,599	34	1	57	1	390,980	24	1	47	7
計	907	328,914	19	10	42	12										

## イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	146,100円
中級（短大卒）	”	158,800円
上級（大学卒）	”	178,200円

## ウ ラスパイレス指数

年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
指数	100.4	101.5	101.6	101.9	101.4	109.2	108.5	99.9	99.9	100.0
						参考値 100.9	参考値 100.3			

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## (3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

## 9 職 員 研 修

### 職員研修実施内容（平成28年度）

#### (1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	28年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	23人	計9日	前期 大会議室 アビリティセンター(株) 白石香里、高岡智望 庁内講師  3市合同研修 西条市 アサヒビール四国工場ほか  中期 コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 各所属長 庁内講師  後期 マリンパーク新居浜 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師  産業遺産研修 別子銅山記念館ほか
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。また、職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む)	25人	計6日	産業遺産研修 旧別子ほか 施設体験事前研修 5階大会議室 特別養護老人ホームふたば荘 白石正 社会福祉協議会 川口恵里奈  特別養護老人ホーム1日間体験研修 特別養護老人ホームふたば荘ほか5施設  合同研修 5階大会議室
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	14人	計4日	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 今井和興  イオン新居浜会議室、5階大会議室 イオン教育リーダー、庁内講師ほか  合同研修 5階大会議室 (一社)日本経営協会 今井和興
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	22人	1日	コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	19人	1日	コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	18人	2日	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	19人	1日	コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道雅輝
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	13人	1日	コミュニティ防災センター 学校法人 追手門学院 秦敬治



## (2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「自治大学校 e-ラーニング研修」	希望職員	6 <sup>人</sup>	— <sup>日</sup>	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	56	2	コミュニティ防災センター 庁内講師
特別研修 「不当要求防止責任者講習」	各部署長 対応責任者 希望職員	86	1	コミュニティ防災センター (公財)愛媛県暴力追放推進セン ター職員 愛媛県警察署組織犯 罪対策課 暴力団対策アドバイザー
副市長ミーティング	28年度新規職員が配属さ れた課所室の所属長	15	1 (3班)	副市長応接室
市長ミーティング	28年度係長級昇任職員の うち基本研修第6部受講者	18	1 (2班)	市長室
特別研修 「新・公会計制度」	予算事務担当職員 その他希望職員	70	1	コミュニティ防災センター 砥部町会計課 課長補佐 田中弘樹
特別研修 「技術職員研修」	技術職員	110	4	コミュニティ防災センター 民間コンサルタント業者 庁内講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員(主事級及び主任級)	14	3	庁舎会議室 庁内講師
特別研修 「新居浜版CCRC推進協議会キックオフセミナー」	希望職員	109	1	内閣官房まち・ひと・しごと創 生本部事務局 駒田直之ほか
特別研修 「新居浜版CCRC導入推進セミナー」	希望職員	103	1	内閣官房まち・ひと・しごと創 生本部 松田智生
特別研修 「e-ラーニング講座 制度運用篇コース」	希望職員	8	—	庁内LAN接続パソコン
OA研修 情報セキュリティ(e-ラーニング) 情報セキュリティ一般コース	全職員(4年間に分けて 実施)第3年度	233	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「企業に学ぶ—特別編—」	希望職員(管理職)	52	1	コミュニティ防災センター 住友金属鉱山株 顧問 真部良一
特別研修 「交通安全研修」	全職員	890	1	市民文化センター中ホール 新居浜警察署交通課長 真鍋公孝
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「イクボス研修」①②	①三役及び部長・総括次 長、次長、各課所長 ②副課長以上の希望職員	135	2	コミュニティ防災センター 株ファミリーエ 代表取締役 徳倉康之
特別研修 「イクボストーク」	管理職以上の希望職員	13	1	あかがねミュージアム 多目的ホール 株ファミリーエ 代表取締役 徳倉康之ほか
特別研修 「ライフデザイン研修」	希望職員(女性)	22	1	2階21会議室 庁内講師
特別研修 「協働事業市民提案事業意見交換会」	協働推進担当職員 希望職員	52	1	コミュニティ防災センター
特別研修 「マネジメント能力開発研修」	平成28年度基本研修第8 部修了者	13	2	マリナーパーク新居浜(宿泊研修) 愛媛大学 仲道雅輝
特別研修 「人事評価(被評価者)研修」	主査以下の職員	113	3 (4班)	コミュニティ防災センターほか (一社)日本経営協会 山口貞利
特別研修 「文化行政研修」	希望職員	20	1	コミュニティ防災センター 三重大学教育学部長 藤田達生
特別研修 「公務員倫理(不祥事防止)研修」	各課所長	94	2 (2班)	コミュニティ防災センター (一財)公務人材開発協会 深堀 清

## (3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会場・講師等
地区別人権・同和教育懇談会庁内事前研修	全職員	568 <sup>人</sup>	5日 (11班)	コミュニティ防災センター、別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	698	6月～7月	各校区内公民館、自治会館ほか
人権・同和教育主担者養成研修(第1回)	主担者	41	1	コミュニティ防災センター
人権・同和教育主担者養成研修(第2回)	主担者	39	1	5階大会議室
人権クロスミーティング(基礎編)	平成26、27年度新規採用職員	42	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング(指導者編)	主査、副課長昇任職員	34	1	5階大会議室
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～2月	各職場

## (4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会場・講師等
効果的な職員研修のすすめ方	庁内人選	1 <sup>人</sup>	5日	千葉市
法令実務能力の向上B(応用)	庁内人選	1	11	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	2	11	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	11	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
地域保健と住民の健康増進	庁内人選	1	9	千葉市
選挙事務	庁内人選	1	9	千葉市
監査事務	庁内人選	1	9	千葉市
管理職のための滞納整理マネジメント	庁内人選	2	5	千葉市
管理職のための住民とすすめる地域づくり	庁内人選	2	5	千葉市
住民とともにすすめる地域政策	庁内人選	1	9	千葉市
超高齢社会の地域づくり (コミュニティ機能の効果的な提供方策)	庁内人選	1	5	千葉市

## (5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
職場のチーム力アップ	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	大津市
自治体監査実務の基本	庁内人選	1	5	大津市
地方公営企業法の適用に向けた実務	庁内人選	1	3	大津市
人事評価制度とその運用の実際	庁内人選	1	4	大津市
行政評価を核となるマネジメント ～予算・決算・総合計画への活用～	庁内人選	1	3	大津市
これからの地方公営企業経営戦略	庁内人選	1	4	大津市
ソリューションフォーカスによる解決構築	庁内人選	1	4	大津市
シニアマネジャー研修	庁内人選	1	3	大津市
滞納整理の実践と徴収マネジメント	庁内人選	2	5	大津市
児童虐待への対応	庁内人選	1	3	大津市

## (6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
ファシリテーション講座	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	松山市
地方自治法講座（第1回）	庁内人選	1	2	松山市
財務運営実務講座	庁内人選	1	3	松山市
折衝力交渉力講座	庁内人選	3	2	松山市
ロジカルシンキング講座	庁内人選	3	2	松山市
経営分析基礎講座	庁内人選	2	3	松山市
コーチング講座	庁内人選	2	2	松山市
マネジメント能力講座	庁内人選	1	2	松山市
文章力向上講座	庁内人選	2	2	松山市
業務効率向上講座	庁内人選	1	2	松山市
問題発見・解決講座	庁内人選	1	2	松山市
政策法務講座	庁内人選	1	2	松山市
県・市町中堅職員研修（第19期）	庁内人選	1	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	1	2	松山市

## (7) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	3 <sup>人</sup>	172 <sup>日</sup>	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	2	32	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	5	53	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「機関員運転講習」	担当者	3	2	松山市
愛媛県消防学校「救急救命士に対する追加講習」	担当者	4	5	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「大規模災害対策講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	11	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	12	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	201	広島市
消防大学校(救急科)	担当者	1	53	東京

## (8) 自治大学校

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治大学(第2部課程)第176期	庁内人選	1 <sup>人</sup>	73 <sup>日</sup>	東京
地方公会計特別研修第3期	担当者	1	5	東京
人材育成特別研修第3期	担当者	1	4	東京

## (9) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
コンパクトシティ	担当者	1 <sup>人</sup>	4 <sup>日</sup>	小平市
土木技術のポイントA	担当者	1	4	小平市
建築工事監理	担当者	1	5	小平市
市町村道	担当者	1	4	小平市

## (10) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
計画設計コース	担当者	1 <sup>人</sup>	5 <sup>日</sup>	戸田市

## (11) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
地方公務員のための給与実務入門	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	大阪
臨時・非常勤職員の任用と管理実務セミナー	担当者	1	2	大阪

## (12) 日本環境衛生センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
日本環境衛生センター 「し尿・汚泥再生処理コース」	担当者	1 <sup>人</sup>	11 <sup>日</sup>	大野城市

## (13) 計量研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
基礎計量教習	担当者	1 <sup>人</sup>	13 <sup>日</sup>	つくば市

## (14) NPO関連研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
学び合い・磨き合いの地域づくり 小規模多機能自治の集い	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	東京
自治会町内会講座	担当者	1	1	東京

## (15) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	5 <sup>人</sup>	365 <sup>日</sup>	愛媛県

## (16) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	大阪市

## (17) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 <sup>人</sup>	4 <sup>日</sup>	鎌倉市ほか
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	恵庭市ほか
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	小樽市ほか
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	別海町ほか
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	鹿児島市ほか
地方創生特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	南魚沼市ほか
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	気仙沼市ほか

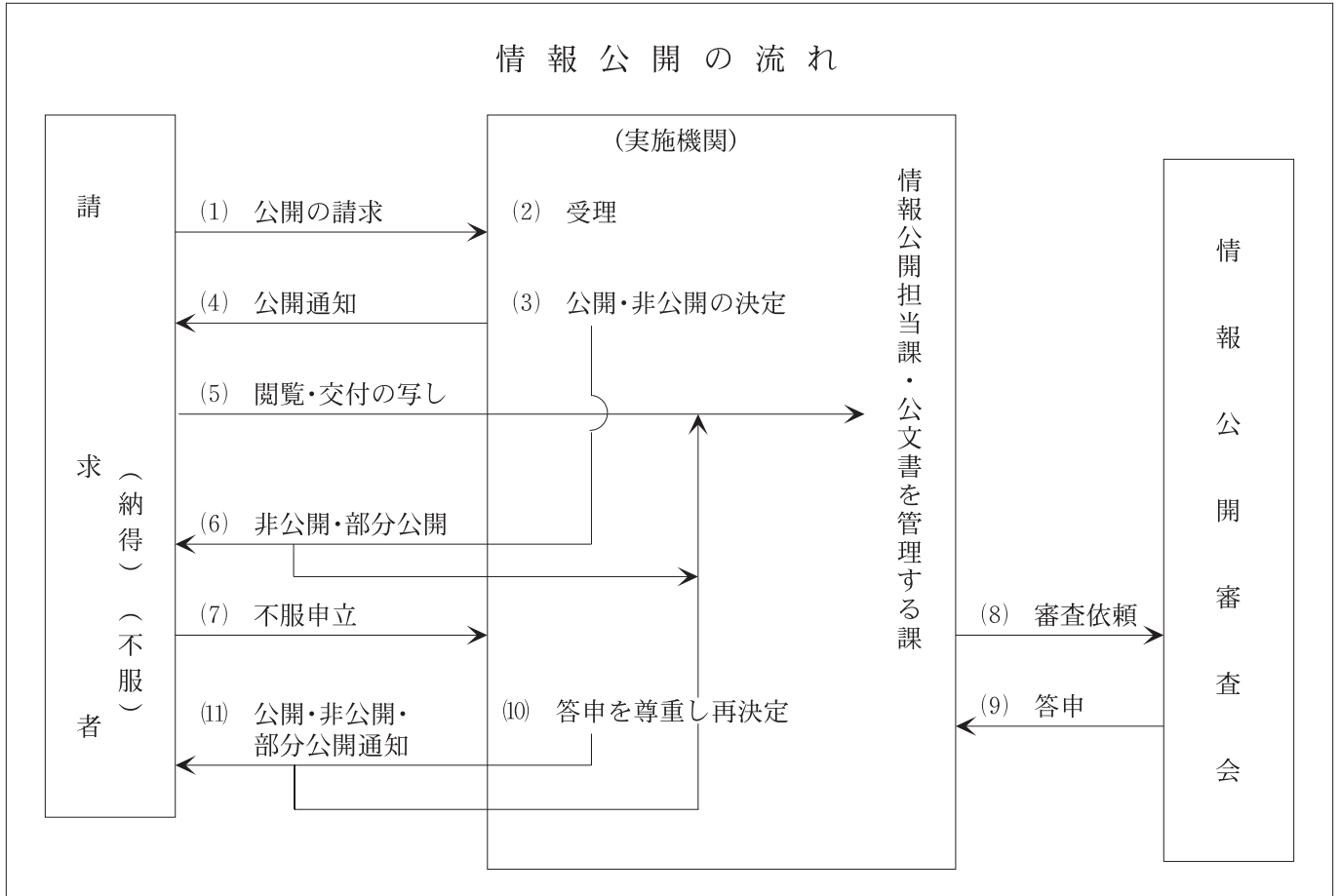
## (18) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
平成28年度 JST 基本コース	担当者	1 <sup>人</sup>	6 <sup>日</sup>	東京
給与実務の実例研修会	担当者	1	1	東京
四国自治体・中堅職員交流研修	希望者	3	2	高松市
幼稚園等新規採用教員研修	担当者	1	3	松山市

# 10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

## (1) 情報公開の請求から公開までの手続き



## (2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に諮問し、その意見を尊重して公開するかどうかを裁決することになる。

## (3) 情報公開制度の運用状況

新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	27		28	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	11	8	20	7
部分公開	24	5	17	6
非公開	0	0	2	0
不存在	1	1	1	1
取下げ	0	0	0	0
審査請求	0	1	0	4
合計	36	15	40	18

注：実施機関とは、市長（水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

## 11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

### (1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

### (2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注情報については、行政事務執行上やむを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

### (3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

### (4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

### (5) 審査請求

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。

この場合、公正な判断を行うため、個人情報保護制度の重要な事項に対して審議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

### (6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成28年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、551件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	27		28	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	2	0	1	0
部分開示	0	0	4	0
不開示	0	0	0	0
不存在	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
審査請求	0	0	0	0
合計	2	0	5	0